

介護施設等生産性向上推進事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、介護施設等生産性向上推進事業（以下、「補助事業」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 物価高の影響を受ける介護施設等に対し、見守り機器の導入、見守り機器の導入に伴う通信環境整備及びICT機器の導入を支援し、介護職員等の賃上げや職場環境の改善を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）のうち、「介護職員等処遇改善加算」の算定を受けており、別表1及び2に定める補助要件を満たす介護事業所。

(補助対象経費、交付額の算出方法)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及びその算出方法は、別表1及び2に定める方法により交付するものとする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

なお、申請にあたっては、「いばらき電子申請・届出サービス」による申請を原則とするが、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて申請することもできるものとする。

(交付決定の通知)

第6条 この補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 この補助金の交付決定後、申請の取下げを行う場合には、前条の交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内に行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定がなされた場合において、事業者に対し次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 第1号から第5号までに掲げる条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更交付申請)

第9条 この補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 第6条による補助金の交付決定を受けた者は、この補助金による事業が完了したとき(事業を中止し、又は廃止した時を含む。)は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年1月31日のいずれか早い日までに、「いばらき電子申請・届出サービス」により報告又は、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 この補助金の交付額の確定は、交付額確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について茨城県に返還を命ずるものとする。

(事業に関する報告等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、この補助金による事業が完了した翌年度に、知事へ導入効果等を報告するものとする。

なお、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

(書類の提出部数)

第14条 この要項により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

付 則

この要項は、令和6年11月1日から施行する。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号

介護施設等生産性向上推進事業補助金交付申請書

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請額 円

2 添付書類（補助区分ごとに以下の書類を添付）

補助区分			添付書類
見守り 機器等	I C T 機器	両方	
○	—	全て	<見守り機器等>申請額算出内訳表（参考様式1）
—	○		< I C T機器 >申請額算出内訳表（参考様式2）
○	○		歳入歳出予算書抄本（参考様式3）
○	—		<見守り機器等>実施計画書（参考様式4）
—	○		< I C T機器 >実施計画書（参考様式5）
○	○		見積書写し

3 受領方法

口座振替払い

金融機関名	銀行	支店
預金の種目		
口座番号		
口座名義（フリガナ）		

殿

茨城県知事

介護施設等生産性向上推進事業補助金交付決定通知書

このことについて、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定額の内訳については、次のとおりであること。

（単位：円）

補助区分	対象機器	交付決定額

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号

介護施設等生産性向上推進事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け長福第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、介護施設等生産性向上推進事業補助金交付要項第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類（補助区分ごとに以下の書類を添付）

補助区分			添付書類
見守り 機器等	I C T 機器	両方	
○	－	全て	<見守り機器等>申請額算出内訳表（参考様式1）
－	○		< I C T機器>申請額算出内訳表（参考様式2）
○	○		歳入歳出予算書抄本（参考様式3）
○	－		<見守り機器等>実施計画書（参考様式4）
－	○		< I C T機器>実施計画書（参考様式5）
○	○		見積書写し
○	○		

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
法人名
代表者職氏名
電話番号

介護施設等生産性向上推進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け長福第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 交付精算額 円
- 2 添付書類（補助区分ごとに以下の書類を添付）

補助区分			添付書類
見守り 機器等	I C T 機器	両方	
○	—	全て	<見守り機器等>精算額算出内訳表（参考様式6）
—	○		< I C T機器>精算額算出内訳表（参考様式7）
○	○		歳入歳出決算書抄本（参考様式8）
○	—		<見守り機器等>実績報告書（参考様式9）
—	○		< I C T機器>実績報告書（参考様式10）
○	○		領収書又は支払いが確認できる書類
○	—		導入機器の活用状況が確認できる写真

殿

茨城県知事

介護施設等生産性向上推進事業補助金交付額確定通知書

このことについて、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第14条の規定により、下記のとおり補助金の交付額を確定したので通知する。

記

1 交付確定額 円

2 交付確定額の内訳については、次のとおりであること。

（単位：円）

補助区分	対象機器	交付確定額